

米兵による横須賀の女性強盗殺人事件についての要請書

在日米海軍司令部がある横須賀はじめ各地で米兵犯罪が長年繰り返されています。

米兵犯罪の多くは深夜早朝の飲酒の上での犯行であり、米軍としての実効ある再発防止対策の確立が強く求められていました。しかしその対策が不十分ななかで、二〇〇六年一月三日早朝、米空母キティーホーク乗組員の米兵が出勤途上の佐藤好重さんを素手で殴り殺すといういたましい事件が発生しました。この事件の後、米軍当局と国は型通りの「再発防止」「綱紀粛正」を表明しました。しかし、横須賀では二〇〇六年から現在まで好重さんも含め三人の命が奪われ、二人の女性が殺人未遂事件の被害者となり、その他の事件も頻発し米兵犯罪は後を絶ちません。

米軍は、米兵を戦闘員として「ためらいなく人を殺せる」ように教育、訓練しています。

米軍は、米兵を勤務時間外も「リバティー・プログラム」(自由時間規制)を定め二四時間厳重な管理下に置いています。米軍が勤務時間内外を問わず米兵にたいする監督責任があることは明らかです。

米軍に様々な特権を与え、在日米軍基地を存在させ続けてきた日本政府は、米兵犯罪を防止する義務があるにもかかわらず長年有効な措置を執らず、これを放置してきました。さらに「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがない」との日米密約(一九五三年)は米兵犯罪を取り締まるための大きな障害となっています。これは国家主権に関わる重大問題であると同時に、現実の社会では米兵犯罪を「野放し」にする結果を招いています。

二〇一二年六月二二日の東京高裁判決(第二四民事部)は、日本国憲法と日米安保条約及び在日米軍地位協定を切り離し、米海軍規則等の日本国内での運用権限を事実上無制限に拡大するものです。我が国は日本国憲法を最高法規としています。日米安保条約も憲法を超える存在ではありません。

本件ほど、米軍・国の責任が明確な事件はありません。繰り返される米兵犯罪は起こるべくして起こった犯罪であり「米軍基地がある故」の犯罪です。以上の立場から左記事項について要請いたします。

一、高裁判決を取り消して国・米軍の違法行為を明らかにし、その責任を認める判決を求めます。

氏名	住所
二〇一二年 月 日	

【取り扱い団体】